「一般社団法人 日本透析医学会専門医制度規則施行細則の一部改正(案)新旧対照表」

現行(平成25年4月施行)

一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則施行細則

第1章 総 則

- 第1条 日本透析医学会(以下「本学会」という)専門 医制度の実施に関する業務は本学会専門医制度 規則(以下「専門医制度規則」という)に定め たことのほか、この細則によって行う。
- 第2条 専門医制度委員会に関する業務を実施するため、全国を次の11地区に分ける.
 - 1) 北海道地区(北海道)
 - 2) 東北地区

(青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島)

- 3) 関東地区 ((東京都を除く) (茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川)
- 4) 東京地区(東京都)
- 5) 甲信越·北陸地区 (新潟,富山,石川,福井,山梨,長野)
- 6) 東海地区(岐阜,静岡,愛知,三重)
- 7) 近畿地区

(滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山)

- 8) 中国地区(鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口)
- 9) 四国地区(徳島, 香川, 愛媛, 高知)
- 10) 北九州地区(福岡, 佐賀, 長崎, 大分)
- 11) 南九州地区(熊本, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)

第2章 委員会

第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事(以下「担当理事」という)、専門区分の委員(以下「専門委員」という)および細則第2条に定める11地区よりの委員(以下「地区委員」という)をもって構成する.

ただし、委員会の委員数は別に定める.

なお,第 4 条第 1 項の 4 小委員会の委員長は専門委員を兼務する.

- 第4条 カリキュラム小委員会,専門医・指導医認定小委員会,専門医試験小委員会,および施設認定小委員会の各委員会は、担当理事、専門委員および地区委員をもって構成する. ただし、委員会の委員数は別に定める.
 - 2 必要に応じて前項の各小委員会の運用上,専門 医制度委員会委員長・担当委員長がワーキング グループを編成し,理事長による臨時委嘱が出 来る.各小委員会ワーキンググループについて

改正案

一般社団法人日本透析医学会専門医制度規則施行細則

第1章 総 則

- 第1条 日本透析医学会(以下「本学会」という)専門 医制度の実施に関する業務は本学会専門医制度 規則(以下「専門医制度規則」という)に定め たことのほか、この細則によって行う。
- 第2条 専門医制度委員会に関する業務を実施するため, 各都道府県単位または全国を次の11地区に分ける.
 - 1) 北海道地区(北海道)
 - 2) 東北地区 (青森,岩手,宮城,秋田,山形,福島)
 - 3) 関東地区 ((東京都を除く) (茨城, 栃木, 群馬, 埼玉, 千葉, 神奈川)
 - 4) 東京地区(東京都)
 - 5) 甲信越・北陸地区 (新潟,富山,石川,福井,山梨,長野)
 - 6) 東海地区(岐阜,静岡,愛知,三重)
 - 7) 近畿地区 (滋賀,京都,大阪,兵庫,奈良,和歌山)
 - 8) 中国地区(鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口)
 - 9) 四国地区(徳島, 香川, 愛媛, 高知)
 - 10) 北九州地区(福岡, 佐賀, 長崎, 大分)
 - 11) 南九州地区(熊本, 宮崎, 鹿児島, 沖縄)

第2章 委員会

第3条 専門医制度委員会は、理事長の指名する担当理事(以下「担当理事」という)、専門区分の委員(以下「専門委員」という)および各都道府県委員または細則第2条に定める11地区よりの委員(以下「地区委員」という)をもって構成する。

ただし、委員会の委員数は別に定める. なお、第 4 条第 1 項の 5 小委員会の委員長は専門委員を兼務する.

- 第4条 研修プログラム小委員会,カリキュラム小委員会,専門医・指導医認定小委員会,専門医試験小委員会,および施設認定小委員会の各委員会は,担当理事,専門委員および各都道府県委員または地区委員をもって構成する.
 - ただし,委員会の委員数は別に定める.
 - 2 必要に応じて前項の各小委員会の運用上,専門 医制度委員会委員長・担当委員がワーキンググ ループを編成し,理事長による臨時委嘱が出来 る.各小委員会ワーキンググループについては

は別に定める.

第3章 専門医の資格

- 第5条 専門医を申請する者は<u>別表に掲げる30単位を</u> 取得していること.
 - 2 上記単位には本学会年次学術集会参加1回以上 を含むこと
 - 3 業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表1件以上行っており、かつ原著(基礎的・臨床的研究あるいは症例報告または著書で共著でも可)を1編以上を含むこと.
- 第6条 専門医を更新申請する者は、当該認定期間5年 間のうち、<u>別表に掲げる50単位を取得してい</u> ること.
 - 2 上記単位には本学会年次学術集会参加 2 回以上を含むこと.
 - 3 専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を1回以上正答すること。

第4章 指導医の資格

- 第7条 指導医<u>を申請する者は</u>,申請時より過去5年間 において別表に掲げる60単位を取得している こと.
 - 2 上記単位には本学会年次学術集会参加3回以上 (うち1回分は本学会認定地方会参加でも可た だし地方会参加は1/2回と計算される.)
 - 3 業績については筆頭者として血液浄化法に関する発表2件以上を行っており、うち本学会年次学術集会での発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと.
- 第8条 指導医を更新申請する者は、<u>当該認定期間5年</u> 間のうち、別表に掲げる60単位を取得してい ること。

改正案

別に定める.

第3章 専門医の資格

- 第5条 専門医を申請する者は<u>専門医制度委員会が指定したガイドライン、診療ガイド、提言等に関するすべての教育セミナーを</u>受講していること.
 - 2 削除
 - 3 削除
- 第6条 専門医を更新申請する者は、当該認定期間5年 間のうち、<u>研修実績単位として50単位を取得</u> していること.
 - 2 上記単位には本学会年次学術集会参加 1 回以上 を含むこと. 1 回以上参加した場合, 10 単位が 認められる.
 - 3 上記単位には透析療法に関する学術業績が2単位以上あること(別表). ただし、学術業績の申請は上限5単位までとする. 規定は別に定める.
 - <u>4</u> 専門医認定期間 5 年間のうちセルフトレーニン グ問題を<u>原則毎年解答</u>すること. <u>正答した場合</u> それぞれに 5 単位が認められる.
 - 5 専門医認定期間 5 年間のうち専門医制度委員会が指定したガイドライン、診療ガイド、提言等に関する教育セミナー等を 10 単位以上受講していること、ただし、セミナーは 1 時間当たり1 単位とする.
 - 6 専門医としての一定以上の業務を行った実績が あること. ただし、規定は別に定める.

第4章 指導医の資格

- 第7条 指導医更新の審査において適格と判断され指導 医更新者として登録を完了した者であること.
 - 2 削除
 - 3 削除
- 第8条 指導医を更新申請する者は、<u>指導医更新の審査</u> において適格と判断され指導医更新者として登 録を完了した者であること.

- 2 上記単位には本学会年次学術集会参加3回以上 (うち1回分は本学会認定地方会参加でも可た だし地方会参加は1/2回と計算される.)
- 3 業績については血液浄化法に関する発表2件以上を行っており、うち本学会年次学術集会での 発表1件以上または本学会誌論文1編以上を含むこと。
- 第5章 教育関連施設
- 第1節 教育関連施設の資格
- 第9条 <u>教育関連施設は次の各項の条件をすべて満たす</u>施設であること.
 - 1) 教育関連施設は申請時において本学会の施設会 員であること.
 - 2) 10 台以上の透析装置を有する有床施設あるい は無床施設であっても,40 例以上の維持透析症 例を管理し、かつ新規導入例が1年間に5 例以 上ある施設は同等とみなす.
 - 3)1名以上の専門医が常勤すること.
 - 4)病歴の記載および整理が完備していること.
 - 5) 教育行事(症例検討会, 抄読会, 死因検討会な ど)が定期的に開催されていること.
 - 6) 教育行事については認定施設と密接な交流があること.
- 第2節 教育関連施設の申請
- 第10条 教育関連施設の資格認定を申請する診療施設の 長は、次の各項に定める申請書類等を専門医制 度委員会に提出する.
 - 1)教育関連施設認定申請書類
 - 2)教育関連施設内容説明書
 - 3) 専門医の勤務に関する施設長の証明書
 - 4) 研修カリキュラムの計画書
 - 5) 認定施設長の教育関連施設受け入れ承諾書
- 第3節 教育関連施設の更新および教育関連施設更新の 申請
- 第11条 教育関連施設の有効期限は認定施設と同一とす る. 教育関連施設の更新を申請する診療施設の 長は、前条の書類および教育関連施設研修成果 報告書を専門医制度委員会に提出する.
 - 2 認定施設と同時に認可された教育関連施設およ

改正案

- 2 削除
- 3 削除
- 第5章 基幹研修施設の施設認定に必要な診療内容
- 第9条 <u>基幹研修施設認定には以下の診療内容が必要で</u> ある.
 - 1)削除
 - 2)削除
 - 3)削除
 - 4)削除
 - 5)削除
 - 6)削除
 - 1 新規導入例が年間に10例以上ある.
 - 2 合併症の診療を行う維持透析症例が年間に10 例以上ある.
 - 3 シャント手術,経皮的血管形成術が,合わせて年間に10例以上ある.
- 第2節 関連研修施設の申請
- 第10条 関連研修施設認定には以下の診療内容が必要である.
 - 1)削除
 - 2)削除
 - 3)削除
 - 4)削除
 - 5)削除
 - <u>1</u> 合併症の診療を行う維持透析症例が年間に 10 例以上ある.
 - 2 40 例以上の維持透析症例を管理している.
- 第3節 削除
- 第11条 削除
 - 2 削除

	現行(平成 25 年 4 月施行)	改正案
	び認定期間中に追加認定された教育関連施設は	
	認定施設の期限終了と同時に更新の手続きを必	
	要とする。	
第4節	教育関連施設の認定および教育関連施設更新の	 第4節 削除
211 = 241	認定	20 20
第12条	施設認定委員会は設備・体制・診療の面で疑義	第12条 削除
	が生じ、その必要があると認めた場合、教育関	
	連施設認定および教育関連施設更新を申請した	
	診療施設について実地調査を行うことが出来	
	る	
第13条	理事長は専門医制度委員会が教育関連施設とし	第13条 削除
	て審査した診療施設に対して、理事会の議を経	
	て適否を決定し、その結果を教育責任者に通知	
	<u>する.</u>	
第14条	理事長は専門医制度委員会が教育関連更新施設	第14条 削除
	として審査した診療施設に対して、理事会の議	
	を経て適否を決定し、その結果を教育責任者に	
	通知する.	the feet and
第15条	認定施設の有効期間中に新たに教育関連施設を	<u>第15条 削除</u>
	申請する場合は所定の手続きをするものとす	
	<u> </u>	
	なお, 認可された場合は認定施設の残余期とす	
第16条	<u>る.</u> 理事長は教育関連施設および教育関連施設更新	 第16条 削除
第10末	施設名簿への登録を行い、本学会教育関連施設	<u> </u>
	認定証を交付する.	
第5節	教育関連施設資格の喪失	 第5節 削除
	教育関連施設は次の各項の理由により、専門医	第17条 削除
	制度委員会の議を経てその資格を喪失する.	<u> </u>
1)	正当な理由を付し、教育関連施設としての資格	1)削除
	を辞退したとき	
2)	細則9条に定めるいずれかの条件を満たし得な	2)削除
	かったとき、この場合当該教育関連施設長は、	
	直ちに専門医制度委員会に届け出なければなら	
	<u>ない.</u>	
	受け入れ認定施設が資格を喪失したとき.	3)削除
4)	教育関連施設認定証の交付を受け、認定期間終	4)削除
kh 10 kt	了後、更新を受けなかったとき.	birg of the Mal III.
第18条	理事長は、教育関連施設として不適当と認めら	<u>第18条 削除</u>
	れた理由のあったときは、専門医制度委員会お	
	よび理事会の議により、教育関連施設を取り消すことが出来る.	
2	教育関連施設の資格喪失に不服を生じた場合.	2 削除
	その施設の長は決定通知の日付より30日以内	2 114100
	に専門医制度委員会に異議を申し立てることが	
	出来る.	
第19条	専門医制度委員会は、教育関連施設資格喪失の	第19条 削除
	異議申し立てに対して、30 日以内に専門医制度	
		I

改正案

<u>委員会を開き審議し、その結果について理事長</u> に答申しなければならない.

- 2 異議を申し立てた施設長は、その審査のための 専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べ ることが出来る.
- 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき,理 事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下 し,申し立てた施設長に通知する.
- 第6章 認定施設の研修カリキュラム
- 第<u>20</u>条 <u>認定施設における研修カリキュラム</u>は, 医師対 患者の人間関係の確立を基礎とし, 透析専門医 のための医療技能を修得させることを目的としている.
- 第<u>21</u>条 <u>研修カリキュラム</u>は、本学会専門医制度委員会 が定めた透析専門医研修カリキュラムに準拠し て教育責任者が編成しなければならない.
- 第22条 透析専門医研修カリキュラムは別に定める.
- 第<u>23</u>条 臨床研修の診療実績の最低必要項目は、次に掲 げるものであること。

維持透析症例とは、透析導入後2か月以上経過し、安定期にある症例を指し最短3か月以上の担当医を務めた症例をいう.

- (2) 慢性腎不全透析導入症例 慢性腎不全導入症例とは,透析療法(血液浄化 の方法については問わない)を開始してから2 か月間担当医を務めた症例をいう.
- (3) 急性腎不全血液浄化症例
- (4) 腹膜透析症例 (CAPD を含む)
- (5) その他の血液浄化法 血漿交換, 吸着, 顆粒球除去など
- (6) バスキュラーアクセス作製症例(手術助手を 含む)
- (7) 血液透析装置の組み立て・操作症例 慢性・急性いずれでもよいが、透析開始前の組 み立てから、コンソールの取り扱い、バスキュ ラーアクセスの穿刺、回路との接続、透析中管 理、装置からの離脱までの全過程について手 術を含めた管理を経験すること.
- (8) 一時的バスキュラーアクセス留置症例
- (9) 透析症例剖検例または死因検討例
- (10) 腎移植症例 移植手術の見学, 患者管理の見学を必要な限 り実施することが望ましい.

第7章 生涯教育プログラムおよび地方学術集会

2 削除

3 削除

第6章 基幹研修施設および関連研修施設の研修プログラム

第11条 基幹研修施設および関連研修施設における研修 プログラムは、医師対患者の人間関係の確立を 基礎とし、透析専門医のための医療技能を修得 させることを目的としている.

第<u>12</u>条 <u>研修プログラム</u>は、本学会専門医制度委員会が 定めた透析専門医研修カリキュラムに準拠して 指導責任者が編成しなければならない.

第22条 削除

第<u>13</u>条 臨床研修の診療実績の最低必要項目は、次に掲 げるものであること。

(1)維持透析症例 10例 維持透析症例とは、透析導入後2か月以上経 過し、安定期にある症例を指し最短3か月以 上の担当医を務めた症例をいう.

(2)慢性腎不全透析導入症例 <u>5例</u> 慢性腎不全導入症例とは、透析療法(血液浄化 の方法については問わない)を開始してから2 か月間担当医を務めた症例をいう.

(3) 急性腎不全血液浄化症例

3例

(4) 腹膜透析症例

1 例

1例

- (5) その他の血液浄化法(血漿交換, 吸着, 顆粒球除去など) 2例
- (6) バスキュラーアクセス作製症例 (手術助手を 含む)3例
- (7) 血液透析装置の組み立て・操作症例 <u>2例</u> 慢性・急性いずれでもよいが、透析開始前の組み立てから、コンソールの取り扱い、バスキュラーアクセスの穿刺、回路との接続、透析中管理、装置からの離脱までの全過程について手術を含めた管理を経験すること.
- (8) 一時的バスキュラーアクセス留置症例 2例
- (9) 透析症例剖検例または死因検討例
- (10) 腎移植症例 <u>1 例</u> 移植手術の見学,患者管理の見学を必要な限り実施することが望ましい.
- 第7章 生涯教育プログラムおよび地方学術集会

- 第24条 会員の血液浄化法に関する生涯教育の一環として,全国を細則第2条の11地区に分け,年1回各地区にて生涯教育プログラムとしての講演会を開く.
 - 2 生涯教育プログラムは、各地方学術集会に併設することが出来る.
 - 3 各地区における生涯教育プログラムは,専門 医・指導医認定小委員会に属する地区委員を代 表とする各地区委員の合議で計画される.
 - 4 生涯教育プログラムに対しては、専門医制度委員会特別会計から補助金を支給する.この他に専門医制度委員会の判断により5集会を限度として、同補助金を支給する.
- 第<u>25</u>条 別表に定められた単位取得可能学術集会以外で 新たに参加単位取得を希望する学術集会は,専 門医制度委員会に申請することが出来る.
 - 2 専門医制度委員会は、申請に基づき審査を行って、本学会関連学術集会としての適否を認定し、 認定された学術集会を会誌上に公示する.
 - 3 認定基準については別表に定める.
- 第26条 専門医を申請する者は、申請手数料を納付する.
 - 2 専門医認定証の交付には、登録料を納付する.

- 第27条 指導医を申請する者は、申請手数料を納付する.
- 第28条 専門医更新を申請する者は、申請手数料を納付
 - 2 更新専門医認定証の交付には、登録料を納付す る
- 第29条 指導医更新を申請する者は、申請手数料を納付する.
- 第8章 細則の変更と疑義の処理
- 第30条 この細則は、専門医制度委員会および理事会の 議を経て、評議員会の承認を得なければ変更す ることは出来ない。
- 第31条 この細則の施行について疑義を生じたときは, 該当事項は各当該委員会で処理し,処理困難な 事項,あるいは2つ以上の委員会に関係する事 項は,専門医制度委員会および理事会の議によ

改正案

- 第14条 会員の血液浄化法に関する生涯教育の一環として,全国を細則第2条の11地区に分け,年1回各地区にて生涯教育プログラムとしての講演会を開く.
 - 2 生涯教育プログラムは、各地方学術集会に併設することが出来る.
 - 3 各地区における生涯教育プログラムは,専門 医・指導医認定小委員会に属する地区委員を代 表とする各地区委員の合議で計画される.
 - 4 生涯教育プログラムに対しては、専門医制度委員会特別会計から補助金を支給する.この他に専門医制度委員会の判断により5集会を限度として、同補助金を支給する.
- 第<u>15</u>条 別表に定められた単位取得可能学術集会以外で 新たに参加単位取得を希望する学術集会は,専 門医制度委員会に申請することが出来る.
 - 2 専門医制度委員会は、申請に基づき審査を行って、本学会関連学術集会としての適否を認定し、認定された学術集会を会誌上に公示する.
 - 3 認定基準については別表に定める.
- 第16条 専門医を申請する者は、申請手数料を納付する.
 - 2 専門医認定証の交付には、登録料を納付する.
- 第17条 専門医制度委員会は、関連研修施設資格喪失の 異議申し立てに対して、30日以内に専門医制度 委員会を開き審議し、その結果について理事長 に答申しなければならない。
 - 2 異議を申し立てた施設長は、その審査のための 専門医制度委員会に出席し、異議の理由を述べ ることが出来る.
 - 3 理事長は専門医制度委員会の答申に基づき,理 事会の議を経て異議申し立てに対する決定を下 し、申し立てた施設長に通知する.

第27条 削除

第28条 削除

2 削除

第29条 削除

- 第8章 細則の変更と疑義の処理
- 第<u>18</u>条 この細則<u>を改正する場合には理事会の承認を得なければならない.</u>
- 第19条 この細則の施行について疑義を生じたときは、 該当事項は各当該小委員会で処理し、処理困難 な事項、あるいは2つ以上の小委員会に関係す る事項は、専門医制度委員会および理事会の議

現行(平成25年4月施行) 改正案 り決する. により決する. 第9章 補 足 第9章 削除 附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則施行細 附則 社団法人日本透析医学会認定医制度規則施行細 則(平成2年7月7日制定)は廃止する. 則(平成2年7月7日制定)は廃止する. この細則は、平成15年6月19日理事会、評議 この細則は、平成15年6月19日理事会、評議 員会で承認 員会で承認 平成16年4月1日から適用する. 平成16年4月1日から適用する. この細則は、平成18年4月1日から施行する、 この細則は、平成18年4月1日から施行する、 この細則は、平成19年4月1日から施行する. この細則は、平成19年4月1日から施行する. この細則は、平成21年4月1日から施行する. この細則は、平成21年4月1日から施行する. この細則は、平成24年4月1日から施行する. この細則は、平成24年4月1日から施行する. この細則は、平成25年4月1日から施行する この細則は、平成 年 月 日から施行する. (理事会一任) 別 表 別 表 【学会】 【学会】 日本医学会総会 …10 単位 削除 本学会総会・本学会年次学術集会 …10 単位 削除 …5 単位 本学会地方学術集会(県レベル以上) 削除 日本腎臓学会総会 …5 単位 削除 日本腎臓学会東部または西部学術大会 …3 単位 削除

日本泌尿器科学会総会 …5 単位 日本泌尿器科学会東部・中部・西部連合総会 …3 単位 日本泌尿器科学会地方会(県レベル) …1 単位 日本内科学会総会 …5 単位 日本内科学会地方会(地区レベル) …2 単位 日本小児科学会総会 …5 単位 日本小児科学会地方会(地区レベル) …1 単位 日本外科学会総会 …5 単位 …5 単位 日本人工臓器学会総会 …3 単位 日本 ME 学会総会 …3 単位 日本移植学会 日本小児腎臓病学会 …3 単位 日本小児腎不全学会 …3 単位 社団法人日本透析医会研修セミナー …3 単位 本学会主催生涯教育プログラム …5 単位 *1 ICN, ASN, ASAIO, ISAO, ISBP等 …5 単位 透析従事職員研修 …10 単位 INFA 等 …5 単位 …5 単位 日本麻酔学会 (総会) その他専門医制度委員会の認めた全国規模学術集会(学 会) …3 単位 日本急性血液浄化学会

削除 削除

削除

現行(平成 25 年 4 月施行)	改正案
日本医工学治療学会一学術大会— …3 単位	削除
	削除
日本集中治療医学会 …3 単位	一
日本腹膜透析医学会 …3 単位	一
その他専門医制度委員会の認めた全国規模学術集会(研	一
究会等)	
	削除
次世代人工腎研究会,	一
	一
小児 PD 研究会,	削除
(社)日本透析医会・シンポジウム,	削除
全国腎疾患管理懇話会,	削除
日本サイコネフロロジー研究会,	一
日本 HDF 研究会,	一
バスキュラーアクセスインターベンション治療研究会,	 削除
アクセス研究会/アクセスセミナー,	<u> </u>
維持透析患者の補完・代替医療研究会,	
日本在宅透析支援会議,	削除
腎不全研究会,	削除
在宅血液透析研究会,	<u> </u>
日本腎と薬剤研究会,_	削除
長時間透析研究会,	削除
クリアランスギャップ研究会	削除
日本高齢者腎不全研究会	<u>削除</u>
【業績】本学会総会発表および学会誌掲載論文は業績と	【業績】本学会総会発表および学会誌掲載論文は業績と
して認める. 他学会や研究会の場合には, 透析	して認める. 他学会や研究会の場合には, 透析
患者の血液浄化法関連に限る.	患者の血液浄化法関連に限る.
《学会発表》 *2	《学会発表》
筆 頭 者各学会	<u>本学会学術集会</u>
出席単位の 2 倍	本学会が認定した学術集会 (下記)
共同発表各学会	筆 頭 者1 単位
出席単位の 1/2	共同発表········ <u>0.5 単位</u>
《論文》 *3	《論文》
・本学会誌	<u>研究論文</u>
	症例報告
	<u>総説</u>
筆 頭 者·········· <u>20 単位</u>	筆 頭 者··········2 単位
共同著者······· <u>2 単位</u>	共同著者········ <u>0.5 単位</u>
・その他雑誌	
① 編集委員会にレフェリー制度があるもの.	編集委員会にレフェリー制度があるもの.
② 大学病院で発行されたものは認める, 院内誌	②削除
や製薬メーカー誌は含まれない	
③ 専門医各認定小委員会が認めるもの	③ 削除
筆 頭 者5単位	
共同著者1単位	
《刊行書》	《刊行書》
単 著 <u>20 単位</u>	単 著 <u>2 単位</u>

現行(平成 25 年 4 月施行)	改正案
共同著書(筆頭)…10 単位	共同著書(筆頭)…2 単位
共同著書(共著)…2 単位	共同著書(共著)…0.5 単位
《セルフトレーニング問題正答》 * 4	削除
5 単位	
注*1:同一学術集会会期中において開催される複数の	注*1 削除
生涯教育プログラムを受講しても5単位とする.	
注*2:教育講演, シンポジウム, パネルディスカッショ	<u>注*2 削除</u>
ン、ワークショップなどを含む指導医について	
は地方学術集会での発表は1回のみが認められる. 発表学会は別表に掲載された学会が望まし	
る。光衣子云は別衣に拘取された子云が主まし い。	
・・・ 注*3: 専門医については原著(基礎的・臨床的研究, あ	 注 * 3 削除
るいは症例報告または著書でも可、これらは筆	EX. O. MAIN.
頭でなくてもよい)に限る. 指導医については	
総説も認められる	
注*4:毎年認められる	注*4 削除
	*本学会が認定した学術集会
	日本医学会総会
	本学会地方学術集会(県レベル以上)
	日本腎臓学会総会
	日本腎臓学会東部または西部学術大会 日本泌尿器科学会総会
	<u>ロ平心水品性子云秘云</u> 日本泌尿器科学会東部・中部・西部連合総会
	日本泌尿器科学会地方会(県レベル)
	日本内科学会総会
	日本内科学会地方会(地区レベル)
	日本小児科学会総会
	日本小児科学会地方会(地区レベル)
	日本外科学会総会
	日本人工臓器学会総会
	日本 ME 学会総会
	日本移植学会
	日本小児腎臓病学会 日本小児腎不全学会
	ICN, ASN, ASAIO, ISAO, ISBP
	日本急性血液浄化学会
	日本医工学治療学会
	日本アフェレシス学会
	日本集中治療医学会
	日本腹膜透析医学会
	ハイパフォーマンス・メンブレン研究会
	次世代人工腎研究会
	賢不全外科研究会
	小児 PD 研究会

全国腎疾患管理懇話会

日本 HDF 研究会

日本サイコネフロロジー研究会

バスキュラーアクセスインターベンション治療研究会

改正案

アクセス研究会/アクセスセミナー

維持透析患者の補完・代替医療研究会

日本在宅透析支援会議

腎不全研究会

在宅血液透析研究会

日本腎と薬剤研究会

長時間透析研究会

クリアランスギャップ研究会

日本高齢者腎不全研究会

【地方学術集会認定基準】

- 1. 県単位以上のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること
- 2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること.
- 3. 集会参加証が発行されていること. (本学会指 定参加証発行)
- 4. 特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること. (複数の会社が賛助会員となっているなどは可)
- 5. 会則を備えており、会計報告などが行われていること
- 6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学 術集会であること. 1県1集会以上は原則とし て認めない.
- 7. これら集会名は年1回学会誌に公示.

【全国規模学術集会認定基準】

1. 全国単位のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること.

複数回開催の場合,必ずしも学術集会でなくても,医師教育を目的とした講習会,セミナー,等,専門医制度委員会が認める集会も対象となる.

- 2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること.
- 3. 集会参加証が発行されていること. (本学会指 定参加証発行)
- 4. 特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること. (複数の会社が賛助会員となっているなどは可)
- 5. 会則を備えており、会計報告などが行われていること.
- 6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学 術集会であること.
- 7. これら集会名は年1回学会誌公示

【地方学術集会認定基準】

- 1. 県単位以上のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること
- 2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること.
- 3. 集会参加証が発行されていること. (本学会指 定参加証発行)
- 4. 特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること. (複数の会社が賛助会員となっているなどは可)
- 5. 会則を備えており、会計報告などが行われていること.
- 6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学 術集会であること. 1県1集会以上は原則とし て認めない.
- 7. これら集会名は年1回学会誌に公示.

【全国規模学術集会認定基準】

1. 全国単位のレベルで定期的に年1回以上開催されている血液浄化に関する学術集会であること.

複数回開催の場合,必ずしも学術集会でなくて も,医師教育を目的とした講習会,セミナー, 等,専門医制度委員会が認める集会も対象とな る.

- 2. 印刷(またはワープロ化)されたプログラムおよび抄録が備わっていること.
- 3. 集会参加証が発行されていること. (本学会指 定参加証発行)
- 4. 特定の企業に財政などを依存しておらず、年会費または会場費が徴収されていること. (複数の会社が賛助会員となっているなどは可)
- 5. 会則を備えており、会計報告などが行われていること、
- 6. 専門医制度委員会にて前年度中に承認された学 術集会であること.
- 7. これら集会名は年1回学会誌に公示.

現行(平成 25 年 4 月施行)	改正案
必要単位 条 件	削除
専 門 医	削除
初回 認定 30	削除
本学会年次学術集会参加1回以上,学会筆頭発表1件以	削除
上と原著1編以上の両者(注*4)	
更新 50	削除
本学会年次学術集会参加2回以上	削除
専門医認定期間5年間のうちセルフトレーニング問題を	削除
1回以上正答すること	
指 導 医	<u>削除</u>
初回 認定 60	削除
本学会年次学術集会参加3回以上(うち1回分は本学会	削除
認定地方学術集会参加でも可、ただし地方学術集会参加	
は 1/2 回と計算される)	
別表学会筆頭発表2件以上でそのうち本学会年次学術集	<u>削除</u>
会1件以上または本会誌論文1編以上	
更新 60	削除
本学会年次学術集会参加3回以上(うち1回分は本学会	<u>削除</u>
認定地方学術集会参加でも可、ただし地方学術集会参加	
は1/2回と計算される)	, to the
別表学会発表2件以上[本学会年次学術集会1件以上ま	<u>削除</u>
たは本会誌論文1編以上]	12 4. WHEA
注*4:専門医については、筆頭者としての学会発表、お	<u>注*4 削除</u>
よび原著(必ずしも筆頭でなくてもよい)の両方	
が必要である.	